

最近の判例から (30)

連帯保証契約の錯誤無効

(水戸地裁下妻支判 平一一・三・二九 金商一〇六六一三七) 石川 達郎

連帯保証人が、主債務者の行方不明により一部代位弁済したが、連帯保証契約締結當時、既に債務者の支払能力がなかったのに、銀行担当者が債務者の信用状態について大丈夫と答え、錯誤無効があつたとして、その返還を求めた事案において、その請求を認容した事例(水戸地裁下妻支部平成一年三月二九日判決 控訴 金融・商事判例一〇六六号三七頁)。

証人CからXに変更する保証人加入・脱退契約をYと締結した。

A社は、平成八年二月にBが設立した個人会社で、資産はなく、その債務の支払いは、Bが責任を持つて支払うべき立場にあつた。

Bは、本件消費貸借契約当時、Yに対し二九六万円の借入れ超過となつており、他に信用金庫から一億円、サラ金から八〇〇万円、住宅金融公庫及び国民金融公庫から四、〇〇〇万円の借入れがあり、本件各債務に対する支払能力はなかつた。

Yは、Bと平成三年から取引きをしており、Bがこれまで支払いを怠つたことがなかつたので、A及びBの支払能力に問題はないとの考へていた。

Xは、宅地建物取引主任者の資格を有し、不動産業に通じている者で、平成八年七月にBと知り合い、同年一〇月Bの要請によりA

に入社し、同年一月Bの求めに応じて、本件契約を締結したものであつた。本件契約に当たり、XがYの支店長代理DにBの信用状態を確かめたところ、Dは「Bとは長い付き合いで、資産も信用もあり、支払いもきちんととしているので、大丈夫」と答えたので、Xは本件契約を締結した。

しかし、その後平成九年一月、Bの行方がわからなくなり、A及びBが債務の支払いをしなくなつたので、Xは平成九年一月から四月分まで四七万円余を代位弁済した。Xは、平成一〇年になつてYに対し、詐欺又は錯誤があるとして、不当利得返還等請求訴訟を提起し、Yは、Xに対し残金四七五万円の支払請求訴訟を提起した。

二 判決の要旨

(1) Yは、A及びBの支払能力に問題はないと考えており、DがXに対し信用状態については大丈夫と告げたとしても、故意に虚偽の事実を述べて、欺罔したとはいえない。

(2) Xは、Bの連帯保証人の要請に応じなければならぬ立場ではなく、Bに支払能力がないことを知つていれば、連帯保証契約を締結しなかつたと認められ、契約に当たる、Dに確かめたところ、Dが「長い付き

連帯保証人が、主債務者の行方不明により一部代位弁済したが、連帯保証契約締結當時、既に債務者の支払能力がなかったのに、銀行担当者が債務者の信用状態について大丈夫と答え、錯誤無効があつたとして、その返還を求めた事案において、その請求を認容した事例(水戸地裁下妻支部平成一年三月二九日判決 控訴 金融・商事判例一〇六六号三七頁)。

一 事案の概要

Xは、平成八年一一月二八日、有限会社AのY銀行からの三〇〇〇万円の金銭消費貸借契約(六〇ヶ月分割払い)連帯保証人B(Aの代表取締役)について、Yと連帯保証契約を締結し、また、同日BのYからの金銭消費貸借契約(残代金二五五万円、五ヵ月分割払い連帯保証人C(Bの妻))について、連帯保

合いで、資産も信用もあり、支払いもきちんととしているので、「大丈夫」と答えたのであるから、Xの動機は表示されるとみることができ、本件契約は、錯誤により無効である。

(3) よつて、YはXに対し、四七万二、〇一九円を支払え。また、XのYに対する債務は、存在しない。

三 まとめ

本件は、宅地建物取引主任者が入社後直ちに連帯保証契約の締結を求められ、債権者である銀行に債務者の信用状態を確認したところ、債務者と五年の取引きのある銀行が大丈夫というので、契約を締結したが、同債務者には支払能力がなく、その後行方不明となつたという事案である。銀行の責任は重く、錯誤無効が認められたのも当然の事案であろう。

これまでにも、主債務者が公証人であり、借入金は公証人事務所の開設資金に使用され、同事務所に雇用される旨の主債務者の説明を信じて、保証及び担保提供をしたとき、錯誤無効が成立するとしたものがあり（東京地判昭六一・一・三〇 判タ六二七一五〇）、また、主たる債務者の現場労働者として稼働

する者が、現場監督者から名前を書いてくれと求められ、債務負担の意思がないまま、契約書の内容を読まずに署名押印した場合に、保証契約は成立していないとするものもある（大阪高判昭四七・四・二四 金法六五三一三二）。

もつとも、「主債務者の資力の有無は連帯保

証人が自ら判断し、引き受けるべきリスクにほかならない」から、主債務者の弁済資力に關する誤信は原則として要素の錯誤に該当せず、極めて限定的に認めるべきであるとする見解もある（栗田哲男 判例評論一三七九一六五）。

最近の判例から (3)

第二者名義でした夫婦の定期預金の預金者

(東京高判 平一一・三・三〇 金商一〇七〇一・七) 伊藤 隆之

夫婦が第三者名義で定期預金をした場合において、連絡先を夫とし、農協が夫を預金者として認識し、妻も異議を述べなかつた場合、当該定期預金の預金者は夫であるとされた事例（東京高裁 平成一一年三月三〇日 判決上告 金融・商事判例一〇七〇号二七頁）。

Y農協の預金募集に応じて、揃つてYの支所に赴き、四、〇〇〇万円の定期預金をすることにとどめたが、資金の出所を秘するため、B（Y農協理事長）と相談して、C（Bの息子）名義で定期預金をした。

その際、連絡先はAとし、預金証書もAが受領し、Yは、Aが預金者と認識していた。しかし、XとAは、本件定期預金後夫婦仲が悪くなり、Xは、AがXに無断で本件定期

一 事案の概要

X（妻）とA（夫）は、平成四年一二月、